

上下分離の制度

鉄道事業法 第二条 で規定

第一種鉄道事業

運行、施設の維持・管理の全てを実施。

第二種鉄道事業

第一種、第三種鉄道事業者の鉄道施設を借用して列車を運行する。

第三種鉄道事業

線路を維持・管理を行い、第一種、第二種鉄道事業者に賃貸する。

上下分離のイメージ

第二種事業者

